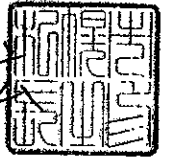


札幌市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月10日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第43号

札幌市下水道条例の一部を改正する条例

札幌市下水道条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第17条の3」を「第17条の2」に改める。
- (2) 第8条の2の見出し中「指定工事業者」の次に「等」を加え、同条ただし書中「市長が別に定める工事」を「次に掲げる工事について」に改め、同条に次の各号を加える。
 - (1) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長から排水設備等工事を行うことを認められている者に工事を行わせる必要があると認めるときに、その者（市長が認める者に限る。）が行う工事
 - (2) その他市長が別に定める工事
- (3) 第8条の3第1項中「の指定」の次に「（以下単に「指定」という。）」を加え、同条第2項中「指定する」を「指定をする」に改め、同項第2号中「の規定により」を「に規定する」に、「が1人以上専属している」を「を選任している」に改める。
- (4) 第8条の4第1項中「第8条の2の」を削る。
- (5) 第8条の6の見出し中「指定工事業者」の次に「等」を加え、同条に後段として次のように加える。

第8条の2第1号に掲げる工事を行う者も、同様とする。

- (6) 第8条の8第1項中「第8条の2の」を削る。
- (7) 第8条の9第1項中「営業所」を「北海道内に所在する営業所」に、「専属させなければ」を「配置しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、業務登録者が、北海道内に所在する当該指定工事業者の他の営業所において兼務することを妨げない。

(8) 第17条の3を削る。

(9) 第19条第2号中「指定を受けないで」を「規定に違反して」に改める。

(10) 別表1中「600円」を「750円」に、「67円」を「87円」に、「91円」を「114円」に、「118円」を「146円」に、「145円」を「177円」に、「168円」を「203円」に、「199円」を「232円」に、「237円」を「265円」に改める。

(11) 別表3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の2の見出し及び同条ただし書の改正規定、同条に各号を加える改正規定、第8条の3第1項及び第2項、同項第2号、第8条の4第1項並びに第8条の6の見出しの改正規定、同条に後段を加える改正規定、第8条の8第1項及び第8条の9第1項の改正規定、同項に後段を加える改正規定並びに第19条第2号の改正規定 公布の日

(2) 目次の改正規定、第17条の3及び別表3を削る改正規定並びに附則第4項の規定 令和8年4月1日

(経過措置)

2 改正後の別表1の規定は、施行日以後の下水道の使用に係る使用料(施行日前から引き続く下水道の使用のうち、施行日以後初めて当該使用に係る使用料の支払を受ける本市の権利が確定するものに係る当該確定した使用料(以下この項において「施行日以後最初の確定使用料」という。))を除く。)について適用し、施行日前の下水道の使用に係る使用料及び施行日以後最初の確定使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に、札幌市下水道条例第16条の規定により施行日前に開始し、かつ、施行日以後も継続する下水道の使用に係る使用料を前納させた場合において、精算を行うときの使用料の算定については、なお従前の例による。

- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に札幌市下水道条例第8条の2本文に規定する排水設備等工事が完了した排水設備については、改正前の第17条の3の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条第4項後段中「「接続負担金」とあるのは「「札幌市下水道条例の一部を改正する条例（令和7年条例第43号）附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の札幌市下水道条例第17条の3第1項に規定する接続負担金」と、「札幌市下水道条例」とあるのは「札幌市下水道条例の一部を改正する条例（令和7年条例第43号）附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の札幌市下水道条例」とする。